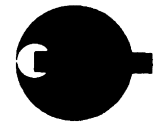


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〇奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則(こと も家庭課)	一	〇開発行為に関する工事の完了(建 築課)	二
〇道路の区域変更(道路維持課)	一	〇一般競争入札の実施(下水道課)	二
〇特定非営利活動法人の定款の変更	二	〇平成十九年五月一日付け奈良県公 報第千八百六十七号正誤表	五

規則

奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八号

奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「及び母子及び寡婦福祉法施行令」に改め、「及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第三百七号。以下「改正令」という。)」を削る。

第二條第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七條第一項中「生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に、「第八号若しくは改正令附則第四條第二項」を「若しくは第八号」に改める。

第十一條第一項中「若しくは改正令附則第四條第六項」を削り、同條第二項中「改正令附則第四條第十項において準用する場合を含む。」若しくは改正令附則第四條第六項を削る。

第十一條の二を削る。

第十二條中「(改正令附則第四條第十項において準用する場合を含む。)」を削り、「貸付金一時償還請求書」を「貸付金一時償還請求書」に改める。

第十五條中「(改正令附則第四條第十項において準用する場合を含む。)」を削る。

第十六條中「若しくは改正令附則第四條第八項」を削る。

第二号様式(その二)中「長無」を「無」に改め、「無」に改め、同様式(その二)中「長無」を「無」に改める。

第二号様式中「長無」を「無」に、「無」に、「無」に改める。

第十四号様式の二を削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成十九年八月一日から施行する。
 - 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正(奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年三月奈良県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二の九の項中13を削り、14を13とし、15を14とし、16を15とする。

告示

奈良県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 三百六十九号
- 道路の区域

区 間	区域変更の前後別		延長	備考
	前	後		
宇陀郡曾爾村大字掛六三番地の一先から	A	A	五・二メートル	うち愛宕橋
	B	A	一八九・三メートル	
宇陀郡曾爾村大字掛三番地の一まで	A	A	三七・〇メートル	m
	B	A	一七〇・〇メートル	

B
三一・六
一七〇・〇

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
 なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十二日
奈良県知事 荒井正吾
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かしのきいかい
- 三 代表者の氏名
寺前 耕一
- 四 主たる事務所の所在地
橿原市内膳町三丁目一〇番一八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、奈良県下の身体障害者、知的障害者、障害児及び高齢者に対し、居宅介護に関する事業、ヘルパーの研修事業、ボランティアの養成事業及び派遣事業を行うことにより、障害者、障害児及び高齢者の生活基盤の向上、及び社会的地位向上に寄与することを目的とする。

上野 浩司
 四 主たる事務所の所在地
 一 奈良市般若寺町二八五番地の二
 五 定款に記載された目的
 この法人は、奈良県下の障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことによつて福祉の増進を図り、もつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
 平成十九年七月三十一日
 奈良県知事 荒井正吾

- 一 許可番号
平成十九年二月九日第七八一八四号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月二十三日第六七二四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年七月二十三日第四二二三号
- 三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方九番地ノ四及び三番地ノ一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府平野区喜連西四丁目七番二八号
株式会社ヒーバーハウス 代表取締役 川野悠一
- 五 公共施設の種別、位置及び区域
道路 北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方三番地ノ二の一部
下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元大垣内方三番地ノ二の一部

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月二十三日第六七二三号
 三 開発区域に含まれる地域
 橿原市上品寺町五二六番地
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 橿原市八木町一丁目一〇番一七号
 上田恒男

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告します。
 なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う機械設備工事です。
 平成十九年七月三十一日
 奈良県知事 荒井正吾

- 第一 競争入札に付する事項
 - 一 工事名 第二浄化センター水処理施設増設（2）Ⅲ系機械設備 工事
工事番号 第二浄化第一七四号
 - 二 工事場所 北葛城郡広陵町菅野
 - 三 工事概要
 - 最初沈殿池設備 一式
 - 生物反応槽設備 一式
 - 最終沈殿設備 一式
 - 脱臭設備 一式
 - ポンプ・配管設備等 一式
 - 四 工事期間 第四の九の奈良県議会の議決後約二十七箇月間
- 第二 競争入札に参加する者に必要な資格
 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち機械設備工事又は下水道設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の二に定める競争入札参加資格の確認を受け、第三の三に定める主要機帯の見積書を提出し、及び第三の五に定める技術提案書を提出したものが、この入札に参加することができます。
- 一 一次の条件をすべて満たしていること。

1 建設法(昭和二十四年法律第百号)第十五条の規定による機械器具設置工事業又は水道施設工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者(資本又は人事面において関連がある者でないこと)。

名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社
所在地 東京都多摩市関戸一丁目七番五号

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第七十号)以下「旧法」といいます。第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。をしない者又は申立てをなされない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十三号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

8 建設法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。))の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評価値が、一〇〇点以上であること。

9 経営事項審査の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の平均完成工

事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額が、一、一五〇、〇〇〇千円以上であること)。

10 本工事の主要機器である汚泥掻き機を自社で設計及び製造することが可能な者であること。ただし、自社製造については、自社設計による外注も含むものとする。

11 過去十年以内において、国内で下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)に基づく終末処理場の機械設備フロント工事 汚泥掻き機を含む工事に限り、(一)の元請実績(単体で工事を完成したものに限り、)を有するものであること。二次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付現場での施工着手から竣工までの期間については専任で一名以上配置できること。

なお、製作現場(工場)の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者は同一でなくともよい。

1 一級管工施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

2 過去十年以内に竣工した下水道法に基づく終末処理場の機械設備フロント工事の従事経験を有する者

3 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

4 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第三 入札手続等

一 入札説明書の交付期間及び交付場所等

1 交付期間 平成十九年七月三十一日から同年八月八日まで(日曜日及び土曜日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。))及び八月九日の午前九時から午後四時まで(正午から午後二時までを除きます。)

2 交付場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県土木部下水道課総務管理係(奈良県分庁舎六階) 電話 〇七四二二一七五二四(直通)

3 費用 無償とします。

二 競争入札参加資格の確認
この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書を次の

とおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 提出期間 平成十九年八月八日及び同日九日の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

2 提出場所 奈良市登大路町二番地 E会議室(奈良県北分庁舎二階)

3 提出部数 各一部

4 提出方法 持参に限り、

5 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

三 主要機器の見積書の提出
二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、主要機器の見積書を次のとおり提出しなければなりません。

1 見積依頼日 平成十九年八月十三日

2 提出期限 平成十九年八月二十七日午後五時まで(郵送による提出の場合、期限までに到着したものが有効)

3 提出場所 大和郡山市額田部南町一六〇番地 奈良県流域下水道センター総務課総務係

4 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便に限り、

5 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

四 設計図書等の貸与
二に定める競争入札参加の確認を受けた者に対し、設計図書等を貸与します。

1 日時 平成十九年九月二十八日 午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

2 場所 三の3に同じ。

3 その他 貸与にあつては、この競争入札に参加資格があることが確認された旨の通知書を持参してください。

貸与を受けた設計図書等は、入札執行日までに返還するものとします。

五 技術提案書の提出等
一 二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、知事定める様式により、入札説明書及び図面等を参考として、適切な技術提案に係る項目を立案し、次の(一)及び(二)の内容を示した技術提案書を提出しなければなりません。

- (一) 技術提案に係る項目について
- (二) 企業の施工能力等について
- 1 提出期限 平成十九年十月五日 午後五時
- 2 提出場所 三の三に同じ。
- 3 提出部数 各一部
- 4 提出方法 持参に限りません。
- 5 技術提案に関するヒアリング 日時については、別途通知します。
- 6 作成、提出及びヒアリングに係る費用 提出者の負担とします。
- 7 入札の日時及び場所等
- 1 日時 平成十九年十一月六日 午前十時
- 2 場所 大和郡山市額田部南町一六〇番地
奈良県流域下水道センター 四階会議室
- 3 入札書の提出は、書留郵便に限りません。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「十一月六日開札 第二浄化センター水処理施設増設(2)Ⅲ系機械設備 第二浄化第一七四号 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県流域下水道センター所長あての親展として、平成十九年十一月五日午後五時までに三の三に定める場所に到着するようにしてください。
- 七 入札に係る金額の記入方法
入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五十分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
- 八 入札執行回数
入札執行回数は、一回とします。
- 第四 その他
- 一 入札保証金
免除します。
- 二 契約保証金

奈良県契約規則(昭和三十三年五月奈良県規則第十四号 第十九条に定めるところ)によります。

三 入札者に要求される事項

- 1 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- 2 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において指名停止を受けた者等入札時において第二に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

五 入札中止条件
この入札手続執行途中で入札参加可能者が三者未満となったとき、又は入札時に入札参加者が三者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

六 契約書作成の要否
要しません。

七 落札者の決定方法等

- 1 総合評価の方法及び落札者の決定基準
この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

(一) 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を30点として評価するものとします。

(二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目	加点基準

総合的なコスト削減に関する項目	散気装置の酸素移動効率の向上 風量変化に対する性能の向上
技術提案に係る項目 ・機能の向上に関する項目 (二四点)	反応タンク水中攪拌機の長寿命化及び保守管理効率の向上 樹脂チェーンの維持管理性の向上
社会的要請の対応に関する項目	施設見学への対応
企業の施工能力	工事成績評定点及び表彰実績
企業の施工能力 配置予定技術者の能力等 (六点)	同種工事の施工経験及び技術者表彰
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結及び災害・ボランティア活動実績

(三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

(四) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書

類を入札日から八日以内（日曜日及び土曜日を含みます。）に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に申しなければなりません。ただし、書類が提出されない場合及び事情聴取に申しない場合は、失格となります。

また、評価値の最も高い者が、二名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

八 別に配置を求める技術者

1 専任の監視技術者の配置が義務づけられている工事において、十の2で示す算式により設定された調査基準価格を下回った価格をもって契約をする場合において、落札者が奈良県土木部発注工事で、入札日から過去二年以内に完成あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監視技術者とは別に、第二の1、3及び4に定める要件を満たす技術者を、専任で二名現場に配置してください。

- (一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合
- (二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（軽微な手直し等は除きます。）
- (三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合
- (四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、監視技術者を補助し、監視技術者と同様の職務を行うものとしてします。

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監視技術者の通知と同様に事業担当課長若しくは出先機関の長に通知してください。

九 本契約の成立

1 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしてします。

2 落札決定後、議会の議決までの間に、入札参加資格の制限又は指名停止を受けられた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。

十 予定価格の額及び調査基準価格の算定方法

1 この工事の予定価格は、平成十九年九月二十八日に奈良県ホームページの「公共工事等の入札情報」において公表します。

2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この式により算出された金額が、予定価格の二〇分の八・五を超える場合は、予定価格に二〇分の八・五を乗じて得た額とし、予定価格の三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

調査基準価格Ⅱ（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費相当額×二／五）×一〇五／一〇〇

十一 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに申請書及び資料に関する問い合わせ先

第三の二の二に同じ。

十二 詳細は、入札説明書によりします。

正 誤

平成十九年五月二日付け奈良県公報第八百六十七号正誤表

六	下	誤	正
二十	二	誤	正

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。